

大規模小売店舗立地法の特例措置 についての質問及び回答集

平成 18 年 8 月
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局 流 通 政 策 課

問１．指定した特例区域に以前から営業している店舗についても、変更に関する届出を省略できるのか。

特例区域を指定する公告日以後は、既存店舗にも特例措置が適用される。具体的には、第一種特例区域内の場合には変更届出が不要となり、第二種特例区域内の場合には変更届出の簡素化や８ヶ月の実施制限が解除される。

問２．特例区域を指定する前に大店立地法の届出がなされ、特例区域指定の公告時において手続中の場合でも、区域指定の公告日以後は都道府県等は意見・勧告できないのか。既に住民からの意見書等が提出されている場合、その扱いはどうなるのか。

区域指定後は、住民からの意見が既に提出されている場合であっても、都道府県等は意見・勧告できず、また８ヶ月の実施制限も解除される。しかしながら、大店立地法の意見を述べる主体と特例区域指定主体はいずれも都道府県等であるため、特例区域を指定するにあたっては都道府県等が大店立地法の個々の届出進捗状況も勘案して、特例区域の指定等を行うことが必要である。

問３．大店立地法第５条第１項新設の届出を行っていない場合でも、同法６条５項に基づく廃止届出を行う必要があるのか。

廃止届出を行うことが必要である。

本特例措置は、中心市街地を活性化するため大店立地法の手続きを緩和するためのものであるが、廃止届出の簡素化は、中心市街地の活性化効果を有しておらず、本特例措置の趣旨になじまないことから届出不要としていない。

なお、特例区域内で大型店が退店して廃止届出が提出された場合に、これを公告して広く周知することは、新規テナントを誘致する上でも重要な情報となると考える。

問４．大店立地法の届出手続が省略できることを前提に出店計画を進めていた店舗が、特例区域の廃止などにより急に特例区域でなくなることは事業者にとって大きな不利益となるのではないか。

特例区域廃止の公告日以後は、大店立地法のすべての手続きが必要となる。しかしながら、特例区域を廃止しようとする場合には、廃止案の公告が必要であるが、その際公告予定日（いわゆる廃止される日）を明記することにより事業者にとっての予見可能性を高めることとしている。

また、都道府県等は、廃止後は事業者が８ヶ月の新設制限等が課されることにも鑑み、

廃止等を行う際にはこの点も十分考慮した上で、廃止案の公告から廃止の公告までの必要な期間を検討することが重要である。

問 5 . 一つの中心市街地内に、複数の特例区域を指定することは可能か。

「大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが（特に）必要な区域」という要件に合致している限り、飛び地等の特例区域を設定することも可能である。

また、認定中心市街地内においては、第一種特例区域、第二種特例区域が混在したような指定も可能である。

問 6 . 特例区域においても、事業者は、大店立地法第 4 条の指針を勘案する必要はあるのか。

特例区域内の事業者も、都道府県等が大店立地法に基づき意見や勧告を行うことはないものの、中心市街地の活性化に関する法律第 36 条第 10 項などに基づき、指針も勘案しながら周辺生活環境に配慮して維持・運営を行うことなどが求められている。

問 7 . 第二種特例区域を定める場合、「中心市街地の区域」はどのような基準で定めるのか。郊外等においても定められるのではないか。

本特例措置は、中心市街地の活性化に関する法律第 2 条で規定する中心市街地の要件に合致すると認められる区域の中に定めることが必要である。

なお、市町村における中心市街地の区域については、特例区域を定める際の区域案に添付すべき書類として、地域住民等に対して明確化することとしており、地域住民等はこの点を含め特例区域案の内容を判断することが可能である。